

農地中間管理事業とは

農地中間管理機構が受け皿となり、農地を貸したい人（貸し手）から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を図る担い手農家（借り手）に貸し付ける制度です（3者契約）。

※申請のスケジュールなど、事業の詳細は宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）のホームページをご覧ください。



▲みやぎ農業振興公社ホームページ

●貸し手（出し手）のメリット

- ・賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。
- ・契約期間満了後、農地は返却されますので安心です。
- ・税制の優遇措置を受けることができます。

●借り手（受け手）のメリット

- ・まとまった農地を長期間、安定して借りることができます。
- ・複数の貸し手から農地を借りる場合も、農地バンクとの契約のみとなり、賃料もまとめて農地バンクへ支払うので手間がかかりません。
- ・貸し手の相続時の対応は農地バンクが行います。

【税制優遇】

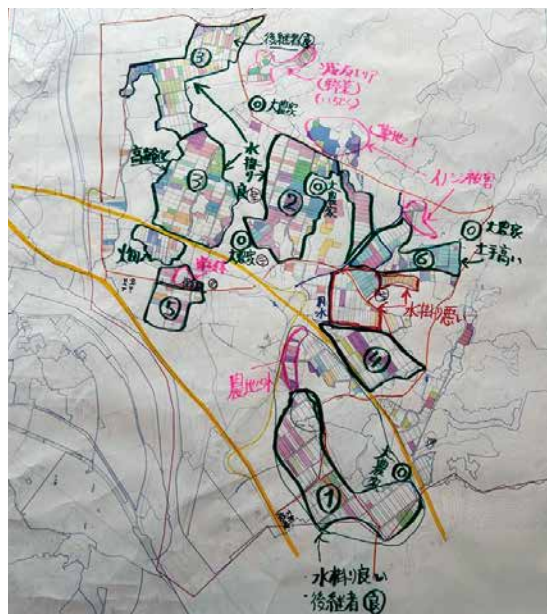
- ①所有する全農地を新たにまとめて農地バンクに貸し付けた場合、固定資産税が1/2に軽減（10年以上は3年間。15年以上は5年間）
- ②相続税・贈与税の納税猶予を受けている農地を貸借しても猶予が継続

地域計画とは

地域計画とは、令和3年度に市内全地区で作成した「人・農地プラン」を、より地域農業の将来の在り方に合わせた内容に見直した新しいプランと、10年後の地区の農地利用に関する目標地図を併せたものです。

この計画は、地区の農地をどのように活用・

保全していくかを多くの関係者で話し合ってきたもので、令和5年度末に先行して越河地区で作成し、残り8地区も令和6年度末までの作成を予定しています。今後は、この計画の実現に向けた農地の貸借・売買の手段として、農地バンクなどを活用することになります。



▲意見交換会でまとめた地図



▲地域ごとに3回の話し合いを重ね計画を策定

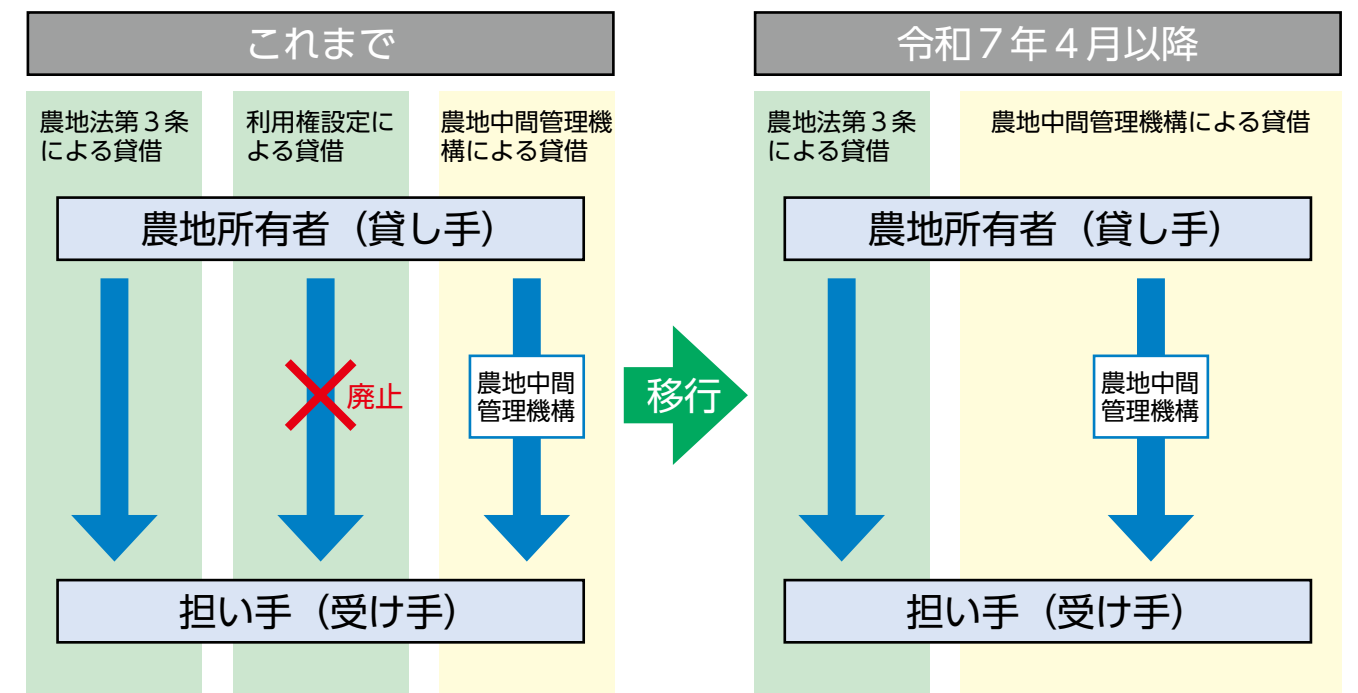
農業者・農地所有者の皆さんへ

令和7年4月1日から農地の貸借手続きが変わります！

☎農林課 22-1253

農業委員会 22-1256

農業経営基盤強化促進法等の改正により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）策定後となる令和7年4月からは、利用権設定申し込みによる貸借方法が廃止され、農地中間管理機構（農地バンク）を通じた貸借方法（農地中間管理事業）に統合されます。



令和7年3月までに利用権設定を行った契約は期間満了日まで有効です。令和7年4月以降は「農地法第3条許可」または「農地中間管理事業」によって、農地の貸し借りが可能です。

【参考】「農地法第3条許可」と「農地中間管理事業」の貸借の違い

	農地法第3条許可	農地中間管理事業
必要書類	・申請書（3部） ・全部事項証明書（土地登記事項証明書） ・位置図（住宅地図・公図など） ・借主の営農計画書 - ほか、農業委員会が必要と認める書類	・貸付/借受希望申出書 ・個人情報同意書 ・申出書兼促進計画書 ・口座振込/振替依頼書 - ほか、中間管理機構が必要と認める書類
貸借形態	貸主と借主の直接貸借	農地中間管理機構の仲介による貸借
年数設定	任意（経営移譲年金を受給する場合は10年以上）	原則10年以上
賃借料	金納または物納	金納のみ（口座決済） ※手数料は賃借料の1%